

# まいばら 冬の おしらせ



雪合戦奥伊吹バトル&かまくらまつり2012  
出場チーム募集中! 詳しくは20ページへ

## 雪を車道に 出さないでください

敷地内の雪を車道に出すと道がでこぼこになり、通行に支障が出るだけでなく、事故の原因にもなりかねません。

## 雪が積もる前に確認を お願いします

道路にはみ出している樹木の枝や障害物などは、除雪作業の妨げになるほか、事故などの原因となつて所有者も責任を問われる場合があります。家周りを確認していただき、雪が積もる前に所有者で処理をしてください。

なお、緊急の場合は、予告なく枝打ちや撤去を行うことがありますのでご理解をお願いします。

## 火災など万一の事態に 備えましょう

火災などに備えるため、消火栓や防火水槽の周辺については、地域で除雪作業をお願いします。

## 雪のかたまりの処理に ご協力ください

除雪車が通過した後、雪のかたまりが家の出入口などをふさぐことがあります。各ご家庭・地域のみなさんで処理をお願いします。

## 除雪作業に ご協力ください

土木部  
建設課  
(近江庁舎)  
☎52-6925  
☎52-8790

12月1日から翌年3月20日までの間、市の除雪計画に基づいて除雪作業を実施します。

土木部建設課が「除雪対策本部」として統括を行い、各庁舎の市民自治センターが「現地指揮班」として、地域の実情を把握しながら委託業者

への指示や市民のみなさんからの問い合わせ対応を行います。

市としても安全で効率的な除雪作業に努めますが、作業を円滑に進めるために、次の点について市民のみなさんご協力をお願いします。

## 路上駐車を しないでください

車道を除雪する際の最大の障害が路上駐車です。路上駐車は除雪作業に支障をきたすばかりではなく、吹雪や夜間など視界が悪いときに、追突事故の恐れがあります。



## 除雪についての連絡先

除雪対策本部 土木部 建設課  
☎ 52-6925 ☎ 52-8790

現地指揮班 各庁舎市民自治センター  
伊吹地域 ☎ 58-2221 ☎ 58-1630  
山東地域 ☎ 55-8101 ☎ 55-2406  
近江地域 ☎ 52-3111 ☎ 52-4858  
米原地域 ☎ 52-1551 ☎ 52-4447

\*除雪計画や除雪対象路線図については、12月1日から市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

## 住宅除雪の補助について

健康福祉部  
高齢福祉課  
(山東庁舎)  
☎55-8103  
FAX55-8130

自力で除雪が困難な高齢者世帯の方などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、除雪作業を第三者に依頼された場合に経費の一部を助成します。

### 補助対象者

- ① 高齢者世帯（65歳以上の方のみで構成される非課税世帯）
- ② 障がい者世帯（世帯主が身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が4級以上に該当し、義務教育課程を修了した子が同居しない非課税世帯）
- ③ 高齢者世帯および障がい者世帯に準ずる場合で、市長が必要と認める非課税世帯

### 注意

右記の要件に該当しても、市内に一親等の親族（子）が居住していて、除雪が困難であると認められない場合は補助金の交付対象者とはなりません。

詳しくは、高齢福祉課までご相談ください。

### 補助対象経費

積雪量が50cmを超え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った居室や避難経路などの必要最低限の除雪に要した経費

### 補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1以内の額について、次のとおり助成します。

- ・ 除雪作業のみ 上限1万円
- ・ 排雪を含む除雪作業 上限2万円

### 対象回数

1世帯につき2回を限度とします。積雪の状況により、市長が必要と認めるときは、補助対象回数を増やします。

### 申請方法

除雪が完了した日から14日以内に申請書を高齢福祉課まで提出してください。後日、補助金交付の可否を決定して通知します。

### 添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 写真（作業実施前と作業実施後）

## 水道管は寒さが苦手 水道管の凍結に注意！

☎ 土木部 上下水道課（近江庁舎）  
☎52-6923 FAX 52-4858

冬になって寒くなると、水道管が凍って破裂することがあります。特に、家の北側や風当たりの強い場所にある屋外の水道管や蛇口は凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をしましょう。

- 対策  
むき出しになっている水道管・蛇口に、古タオルや毛布などを巻きつけてください。
- 凍ってしまったら  
凍った部分にタオルなどをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。破裂することがあるため、熱湯はかけないでください。
- 破裂してしまったら  
水道メーターの横にあるバルブを閉めて、近くの指定店に修理を依頼してください。

## 乾燥しやすい季節です 暖房器具による火災にご用心！

☎ 市民部 市民安全課（近江庁舎）  
☎52-6630 FAX 52-6930

これから寒さが厳しくなると、ファンヒーターや石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。季節柄、空気が乾燥しているため、火災になったら大きな被害にあう可能性もあります。師走の慌ただしさから、火に対する注意がおろそかにならないよう、次の点を改めてご確認ください。

- 暖房器具は点検してから使用する。
- 火がついたままの暖房器具に給油しない。
- ストーブの上に洗濯物を干したり、ストーブの前にスプレー缶や燃えやすい物などを置いたりしない。
- 電気コンセントのほこりを時々掃除する。

